昭和九年 （月報番號第一五二號）

No. 47

小作爭議調査表

（昭和~~九~~十年~~十一~~四月分）

場所	朝倉郡杷木村林田字初田七七〇
關係人員	地主 田中八十松 小作人 山本又七
地主關係團体	ナシ
小作人關係團体	ナシ
關係地種類面積	田 一反三畝二十八歩
發生	昭和九年十一月七日
終熄	昭和十年四月二十五日
原因	地主は前地主か小作人に無断にて壹部したる數筆中田七畝買受ケ小作人に対し替地を提供するを以て土地を返還せんを要求したるも小作人拒絶したるに因る
要求事項	換地提供に依る土地返還要求
經過	昭和九年十一月七日 地主は福岡地方裁判所に小作調停の申請を為す 昭和九年十二月五日第一回調停委員会開催、地主の換地提供に依る該地の返還（要求）を小作人は拒絶し離作料百五十円を要求せしも地主は三十円迄は承認すとて双方譲らず不調、第二回目の調停委員会は地主側強硬に出て離作料を拒絶し土地返還を要求したるを以て調停不能に至る（委員会は）無期延期となりたり。然るに最近両者の感情緩和したるを以て 昭和十年四月二十五日同村役場にて第三回調停委員会を開催の結果左の條件にて解決す。

財團法人協調會福岡出張所

結果	備考
一、従来通り小作せしむる事 二、小作人に於て減額要求の必要あるときは刈取り十日以前に双方立会検見の上協定し纏らざる場合は地主小作人第三者より各三人を選出し九人委員会を組織し同委員会に於て決定すること、之に対し双方異議申立を為すことを得ず 三、小作料の納期は十二月二十日限りとし特別の事由あるときは其旨地主に通告し十日間の猶豫期間を置くこと 四、該土地の転貸を為すことを得ず 五、地主の承諾なくして地形の変更を為すべからざること 六、本條項に違反したる時は如何なる強制処分にも異議なきこと	